

特別支援教育支援員の活用の推進に関する意見書

特別支援教育支援員は、障がいのある児童生徒等の日常生活上の介助、発達障害の児童生徒等に対する学習支援など、日常の授業等において、教員を支援する役割を担っている。現在、特別支援学級の在籍者や通級による指導の対象者は増加し続けており、また、通常学級においても発達障害の可能性のある児童生徒等への教育的な対応が求められている中、特別支援教育支援員の活用が、障がい等に応じた適切な教育を実施する上でより一層重要となってきた。

しかしながら、特別支援教育支援員について学校教育法上の規定はなく、各教育委員会が、障がいのある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置しているため、地域によって取り組みに差があることが課題として指摘されている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、特別支援教育支援員の配置基準を設けるなど、特別支援教育支援員の活用を推進する施策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		